

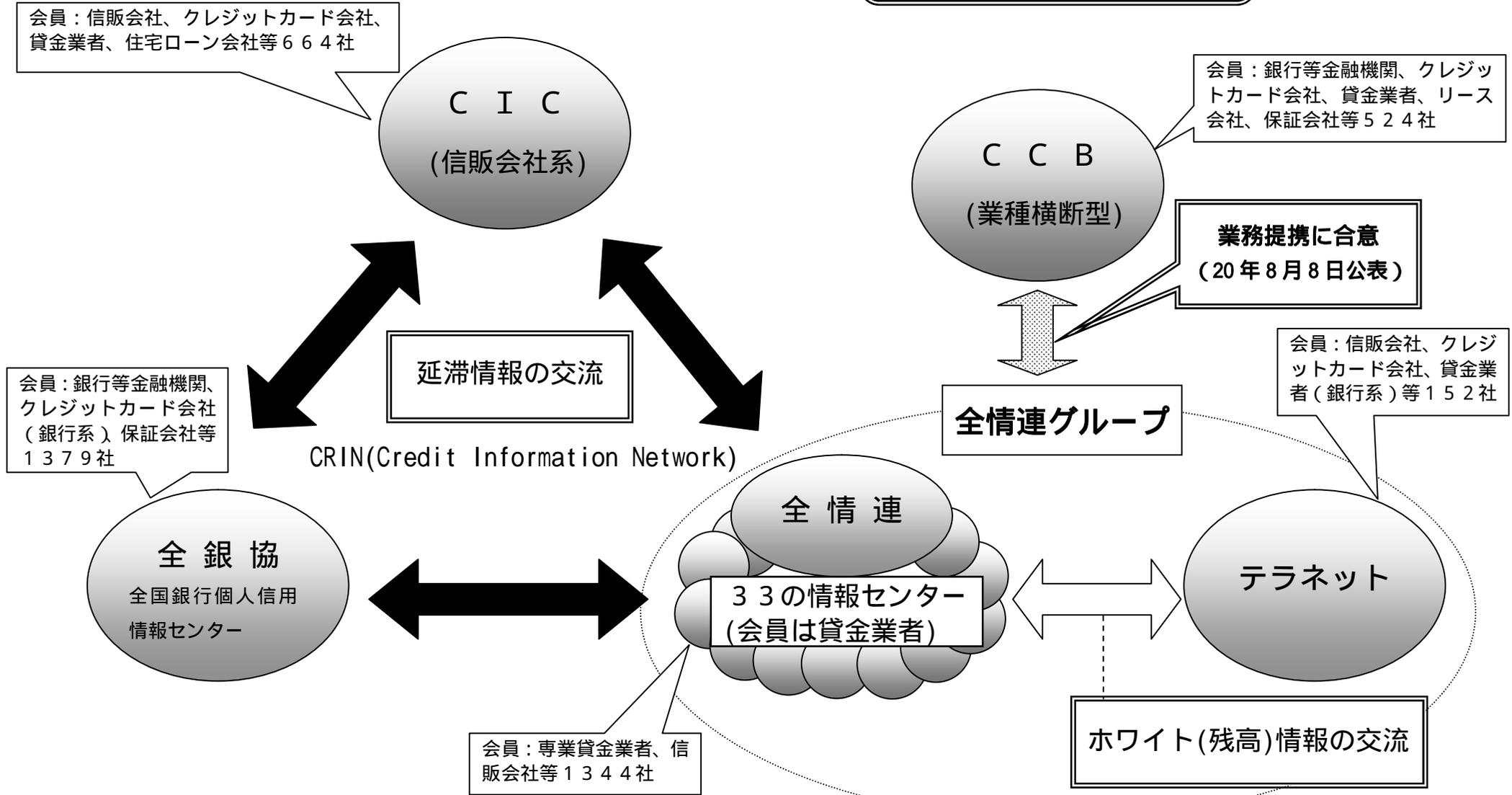
規制改革会議  
生活基盤タスクフォース  
提出資料

平成21年3月6日

金融庁監督局総務課金融会社室

# 信用情報機関及び信用情報の交流の状況

それぞれの信用情報機関では、会員相互にホワイト(残高)情報・延滞情報を共有し、与信審査に活用



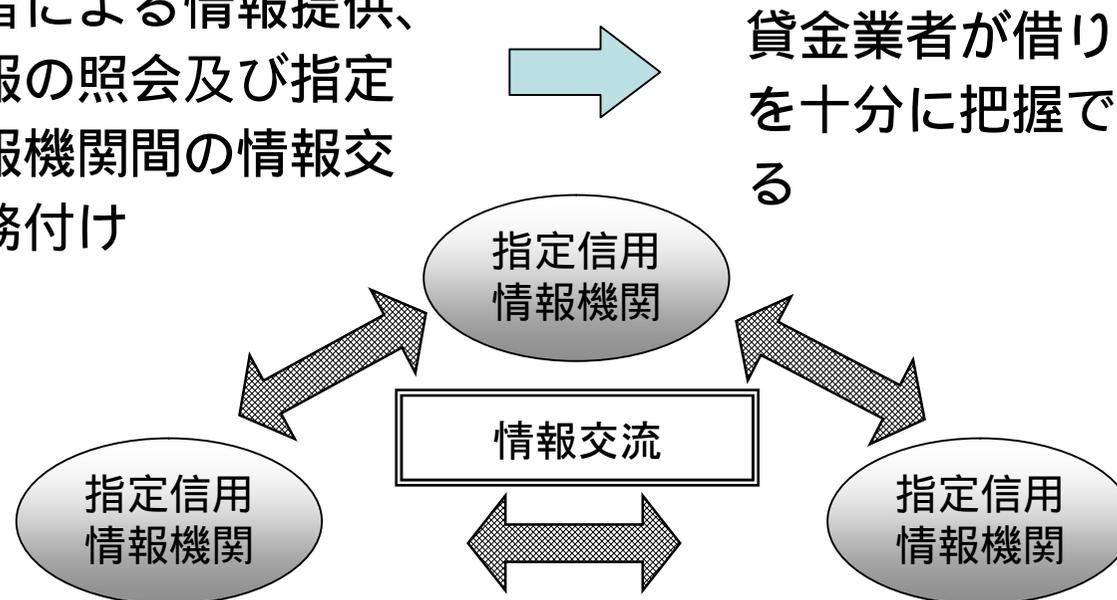
## 指定信用情報機関を通じた総借入残高の把握

信用情報機関のうち、

- 個人の信用情報を適切に管理している
- 借り手毎の信用情報の名寄せを行っている
- 加入貸金業者からの信用情報の提供が速やかに行われる

などの体制が整備されている機関を、指定信用情報機関に指定

貸金業者による情報提供、  
信用情報の照会及び指定  
信用情報機関間の情報交  
流を義務付け



# 貸金業法上の指定信用情報機関の位置付け

## 指定信用情報機関に対する監督

- ・ 役員の兼職制限の認可
- ・ 兼業の制限の承認
- ・ 業務規程の認可
- ・ 報告徴収、立入検査
- ・ 業務改善命令
- ・ 業務停止、指定取消し
- ・ 業務移転命令 等

金融庁

## 指定の要件

- ・ 加入貸金業者数が100以上
- ・ 保有する個人信用情報に係る貸付残高が5兆円以上
- ・ 純資産額が5億円以上
- ・ 業務規程の整備
- 〔 信用情報の収集及び提供  
信用情報の名寄せ管理（正確性の確保）  
信用情報に関する適切な安全管理措置 等 〕
- ・ 加入貸金業者に対する指導監督体制の整備等

監督

指定

指定信用情報機関

A

個人信用情報の提供

貸金業者

個人信用情報の登録

指定信用情報機関間の個人信用情報の交流を義務付け

B

C

## 加入貸金業者に対する義務

- ・ 貸付時等の個人信用情報の遅滞ない登録
- ・ 信用情報照会、登録に係る顧客からの同意取得
- ・ 信用情報の目的外利用の禁止 等

# 改正貸金業法の施行スケジュール

